

今月のテーマ

チェーン規制について

平成30年12月14日より、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設され、今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置「チェーン規制」を実施することとなりました。



「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識：新設

2018年12月14日より、チェーンの装着を指定された区間では、タイヤチェーンを装着した車両のみ通行可能となります。

異例な降雪時には、国土交通省から大雪に対する緊急発表が行われ、チェーン規制が実施されます。チェーン規制は、過去に立ち往生が発生したような急な勾配の区間で、規制を示す標識や監視カメラの設置、チェーンの着脱場所の確保などの準備が整った箇所を対象に実施されます。

チェーン規制対象区間を、チェーンなしで走行した場合、道路法又は道路交通法の規定に基づき処罰されることがあります。

全日本トラック協会ポスターより

チェーン規制は、いつ実施するの？

大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪がある時にを行います。大雪時に通行止めを実施する場合でも、チェーン規制を実施し、タイヤチェーンを着けていれば通行できるようにすることで、これまでより積雪による通行止め時間を短くすることを目指します。

チェーン規制は、どこで実施するの？

急な上り下りがある峠などで、過去に雪による立ち往生や通行止めが起こった場所の中で、タイヤチェーンを着脱できる場所や通行止めが解除されるまで待機できる場所がある区間で実施します。なお、チェーン規制時には、規制区間の手前でタイヤチェーン装着状況の確認を行います。(詳細は添付資料)

スタッドレスタイヤでも規制対象なの？

スタッドレスタイヤを着けている自動車であっても、大雪時には立ち往生することがあります。そのため、今回のチェーン規制では、スタッドレスタイヤを着けていても、タイヤチェーンをしていない自動車はチェーン規制中に通ることはできません。

発行者

上杉行政書士事務所 代表 上杉 麻美
神奈川県横浜市旭区左近山16-1 1-30-806
TEL&FAX 045-442-3592

行政書士法人シグマ 代表社員 阪本 浩毅
東京都中央区銀座一丁目13番1号
ヒューリック銀座一丁目ビル4階
TEL 03-6868-7256 FAX 03-6800-3604

ご用命・ご相談がございましたらお気軽にお問合せ下さい

一般社団法人 運輸安全総研トラバス
Mail tb@trubus.org ホームページ <http://trubus.org/>

トラバス

平成 30 年度 チェーン規制調整箇所一覽

■直轄国道

都道府県	路線番号	箇所名	区間	延長 (km)
山形県	112	月山道路	西川町志津～鶴岡市上名川	27
山梨県・静岡県	138	山中湖・須走	山梨県山中湖村平野～静岡県小山町須走字御登口	9
新潟県	7	大須戸～上大鳥	村上市大須戸～村上市上大鳥	16
福井県	8	石川県境～坂井市	あわら市熊坂～あわら市笹岡	4
広島県・島根県	54	赤名峠	広島県三次市布野町上布野～島根県飯南町上赤名	12
愛媛県	56	鳥坂峠	西予市宇和町～大洲市松尾	7

■高速道路

都道府県	路線番号	道路名	区間	延長 (km)
新潟県・長野県	E18	上信越	信濃町IC～新井PA	25
山梨県	E20	中央道	須玉IC～長坂IC	9
長野県	E19	中央道	飯田山本IC～園原IC	10
石川県・福井県	E8	北陸道	丸岡IC～加賀IC	18
福井県・滋賀県	E8	北陸道	木之本IC～今庄IC	45
岡山県・鳥取県	E73	米子道	湯原IC～江府IC	34
広島県・島根県	E74	浜田道	大朝IC～旭IC	27

